

国土交通省説明資料

総合政策局環境政策課

2024年7月25日

再生可能エネルギー関連

重点対策①: 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
重点対策②: 地域共生・地域裨益型再エネの立地

○公的賃貸住宅・官庁施設や、道路、空港、港湾、鉄道・軌道施設、公園、ダム、上下水道等のインフラ空間等を活用した太陽光発電について、施設等の本来の機能を損なわないよう、また、周辺環境への負荷軽減にも配慮しつつ、可能な限りの導入拡大を図る。その他、立地適性等に応じ、風力発電や水力発電、バイオマス発電等の地域再エネの導入を促進する。

公的賃貸住宅・官庁施設

公的賃貸住宅（UR、公営住宅）への太陽光発電の導入推進

- ・UR賃貸住宅は、2022年度より設計を行う新築住宅に原則設置
- ・公営住宅は、2022年度より公営住宅等整備基準において設置を原則化
- ・既存について、導入を推進

（2023年度までのUR導入実績 約577kW）
（2021年度までの公営住宅導入実績 約26,800kW）

官庁施設（合同庁舎）への導入推進

- ・新築施設は標準的に導入を図る
 - ・既存施設には導入可能性調査の結果を踏まえ、導入拡大を検討
- （2023年までの導入実績 約3,100kW）

道路

道路空間を活用した、太陽光発電等の導入を推進

- ・管理施設等の建物の上や道路敷地など道路空間への導入を推進
- ・「道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方」に基づき、導入目標を検討



道路における太陽光発電の活用

空港

空港の再エネ拠点化の推進

- ・空港全体として、2030年度までに再エネ発電容量230万kWの導入を目指す。



※写真提供：仙台空港再エネ発電合同会社

港湾

カーボンニュートラルポート（CNP）の形成の推進

- ・CNPの形成の取組の一環で、港湾施設への太陽光発電設置等を実施。



横浜港における太陽光発電設備

（出典）：横浜市港湾局

鉄道・軌道施設

鉄道・軌道施設における太陽光発電等の導入推進

- ・鉄道アセットを活用した再エネ設備等の導入を推進
- ・取組促進に係る官民連携プラットフォームを設置（鉄道関係者、再エネ関係企業等132者が参加）



東京メトロ提供 丸の内線四ツ谷駅

公園

国営公園、都市公園への太陽光発電等の導入推進

- ・国営公園、都市公園において既存施設屋上等への導入拡大を推進

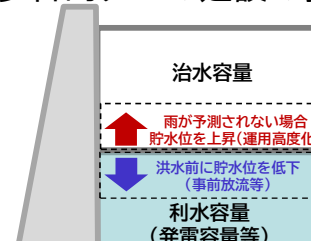


海の中道海浜公園

ダム

治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムの取組の推進

- ・ダムの運用の高度化、既設ダムの発電施設の新増設、ダム改造・多目的ダムの建設の推進



ダムの運用の高度化イメージ

上下水道

上下水道施設における再エネ設備等の導入推進

- ・上下水道施設において、再エネ設備等の導入や、下水道バイオマスの利用推進に向けた技術の導入促進を目指す。



バイオガス発電

住宅・建築物関連

重点対策④：住宅・建築物の省エネ性能等の向上
基盤的施策：住宅・建築物における木材利用促進

Point

・ 2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

■ 省エネ性能の底上げ

2025年4月～

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行			改正	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4～	届出義務	→	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務		適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300㎡未満	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

■ より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

2024年4月～

住宅トップランナー制度の対象拡充(施行済)

省エネ性能表示の推進

【現行】 建売戸建、注文戸建
賃貸アパート

【改正】 分譲マンションを追加

(参考) 誘導基準の強化[省令・告示改正]
低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
一次エネルギー消費量基準等を強化

・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を
表示する方法等を国が告示
・ 必要に応じ、勧告・公表・命令

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

■ ストックの省エネ改修

2023年4月～

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

○ 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
○ 限度額:500万円、返済期間:10年以内、担保・保証：なし

形態規制の合理化(施行済)

省エネ改修で設置
高効率の熱源設備

絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、
構造上やむを得ない場合
⇒ (市街地環境を害さない範囲で)
形態規制の特例許可

再エネ利用設備の導入促進

2024年4月～

建築物省エネ法

促進計画

市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の再エネ利用設備
※1の設置を促進する区域※2を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等
※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

・ 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化

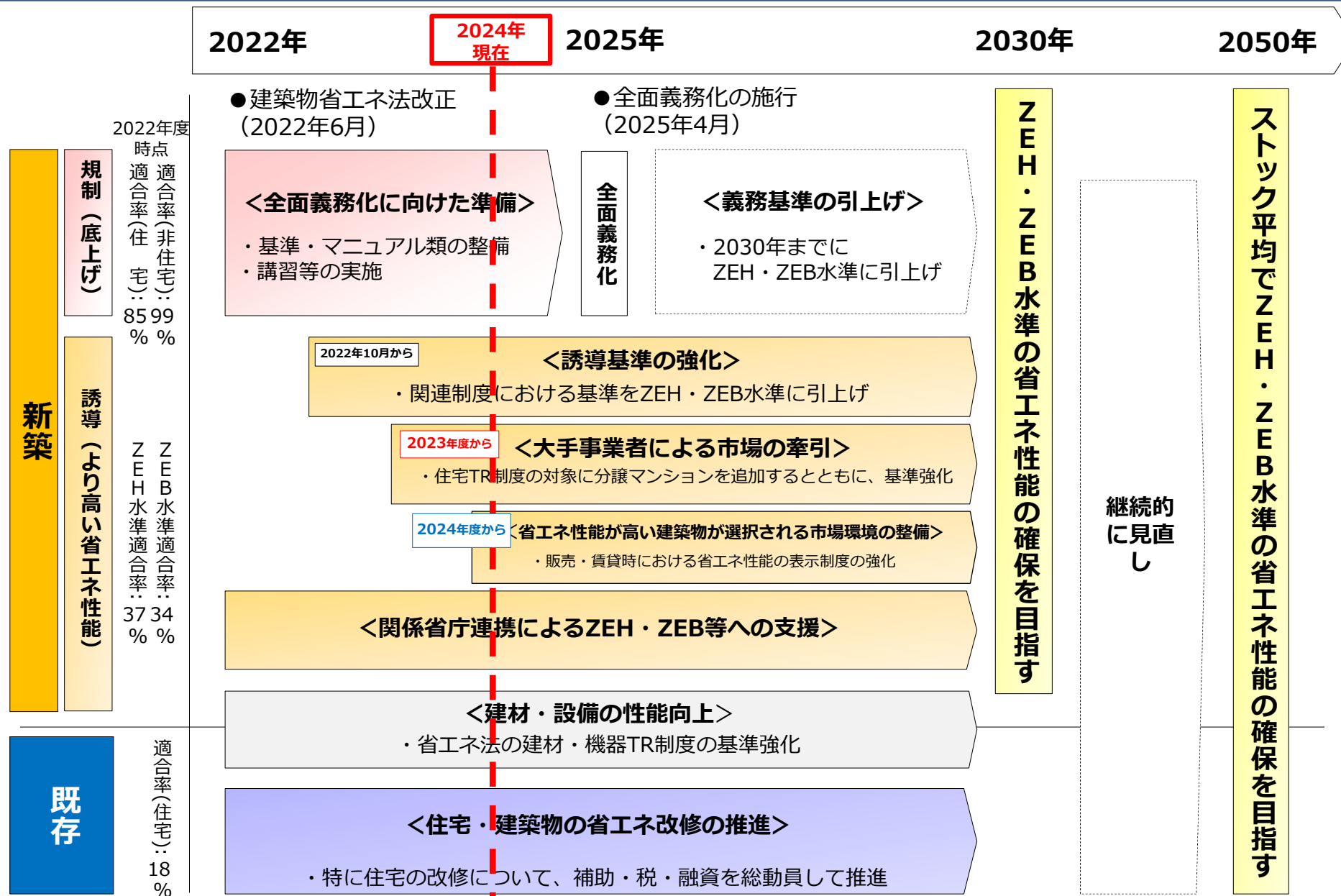
※新築も対象

促進計画に即して、再エネ利用
設備を設置する場合
⇒ 形態規制の特例許可

太陽光パネル等

太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

- ・ 2025年度の省エネ基準適合義務付けの後、遅くとも**2030年までに**、省エネ基準を**ZEH・ZEB水準まで引き上げ予定**。



住宅・建築物における木材利用促進

住宅・建築物における木材利用の意義

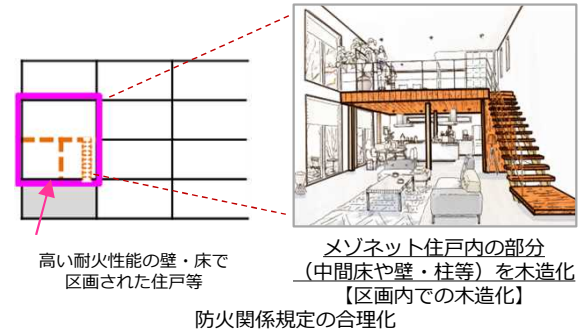
※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）第3条より

- 木材は**森林が吸収した炭素を貯蔵し、製造時等のエネルギー消費が比較的少なく、二酸化炭素排出を抑制する資材。**
 - 住宅・建築物における木材利用により、炭素の長期貯蔵等が可能となり、2050年カーボンニュートラル実現に寄与。
 - また、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を通じた**山村その他の地域経済の活性化**の観点も踏まえた施策を推進。
- ※住宅・建築物における木材利用に関連する政府目標
- 地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）：2030年度森林吸収量目標約3,800万t-CO₂うち伐採木材製品（HWP）による炭素固定量約680万t-CO₂
 - 森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）：2030年度建築用材等の木材利用量目標26百万m³

① 木材利用促進に向けた建築基準法の改正

- 実験で得られた科学的知見等により**安全性の確認等を行い、構造関係及び防火関係の規制を順次合理化。**
- 令和4年4月の建築基準法改正による**大規模建築物における木造化促進に向けた防火規制の合理化**（令和6年4月施行）により、特定の居室・空間の部分的な木造化及び大断面の木材をあらわしで使用する構造の実現並びに混構造建築物や複合用途建築物における木造化等の設計の採用を容易とする効果等が期待。

防火上他と区画された範囲の木造化を可能に（令和6年4月施行）



② 中大規模木造建築物の普及に向けた取組

- 低層住宅での木造化率が80%超である一方、3階を超える中高層住宅や非住宅建築物における木造化率は依然として低い現状（約6%（令和4年度建築着工統計等から算出））。
- 木造化の普及に資する優良なプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクト並びに設計・施工の担い手育成に対する支援を通じ、**中大規模木造建築物の整備を促進。**



③ 国産木材の利用促進

- 2023年5月、花粉症対策の「発生源対策」として、建築分野におけるスギ材需要拡大のための施策が位置付け。
- 国産木材を多く活用する住宅において、使用量を分かりやすく表示する仕組み（国産木材活用住宅ラベル制度）の運用を令和6年3月から開始。**
- また、住宅業界としてスギ材の利用促進を図るため、**住宅生産者による国産スギ材の利用状況の見える化**も実施（令和5年12月にHP公表）。



まちづくり関連

〔重点対策⑦:コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり〕

- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
- ・ 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、**生活利便性の維持・向上**
 - ・ サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**(**地域の消費・投資の好循環の実現**)
 - ・ 行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**
 - ・ 災害リスクを踏まえた居住等の誘導や防災対策の実施による**居住地の安全性強化**
- などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- **人口減少・高齢者の増加**
- **拡散した市街地**
- **頻発・激甚化する自然災害**



■ 都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

■ 都市部での甚大な災害発生

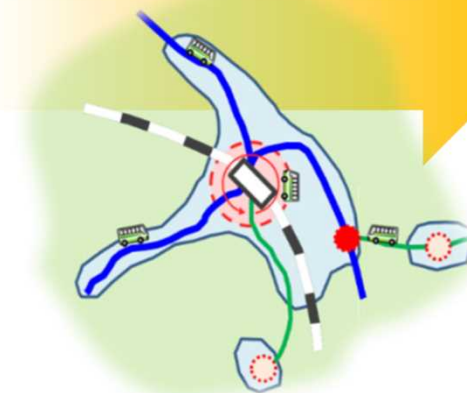
- 被害額の増加、都市機能の喪失

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

＋
ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が
利便性の高い公共交通で結ばれた
多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

生活利便性の維持・向上等

- 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利用環境の向上
 - 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進
- ➡ **高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境**

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
 - 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- ➡ **地域内での消費・投資の好循環の実現**

行政コストの削減等

- 行政サービス、インフラの維持管理の効率化
 - 地価の維持・固定資産税収の確保
 - 健康増進による社会保障費の抑制
- ➡ **財政面でも持続可能な都市経営**

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
 - CO2排出量の削減
- ➡ **カーボンニュートラルな都市構造の実現**

居住地の安全性強化

- 災害リスクを踏まえた居住誘導、対策の実施
- ➡ **災害に強い防災まちづくりの実現**

立地適正化計画の作成市町村数の状況

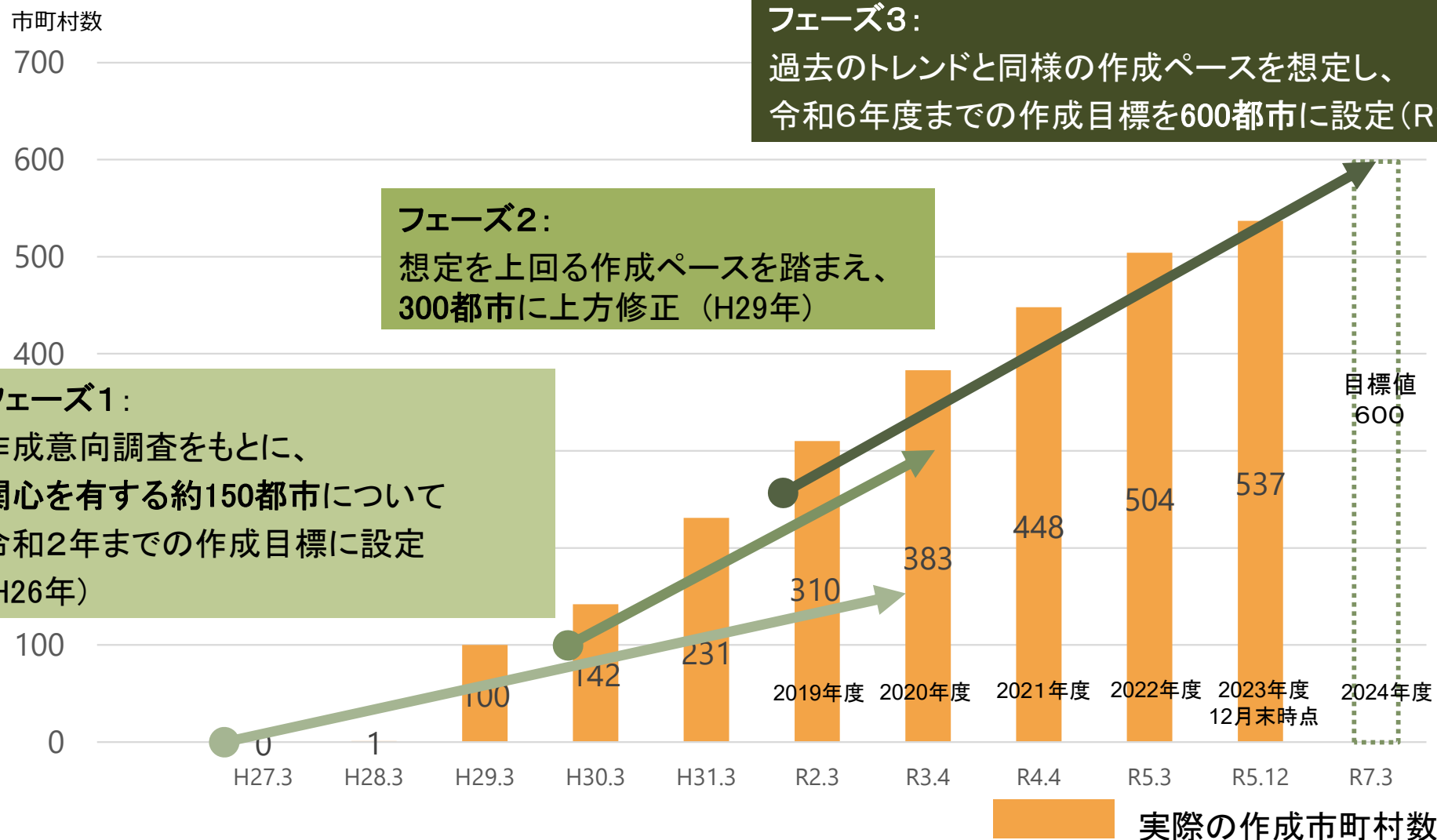
○立地適正化計画の作成市町村数の目標設定は、都市計画区域を有する各市町村の作成意向を踏まえて設定。

○当初は150程度の目標だったが、作成が進み、目標を段階的に引き上げてきた。

フェーズ3:
過去のトレンドと同様の作成ペースを想定し、令和6年度までの作成目標を600都市に設定(R1年)

フェーズ2:
想定を上回る作成ペースを踏まえ、300都市に上方修正(H29年)

フェーズ1:
作成意向調査をもとに、関心を有する約150都市について令和2年までの作成目標に設定(H26年)



- ・これまでは立地適正化計画の裾野拡大を最優先として施策推進をしてきたところ、今後は、取組の拡大とともに取組の実効性の向上を図ることが重要。
- ・実効性の向上に向けては、様々な視点から検討を行い市民や地方公共団体が納得できる形にする必要があるため、有識者よりご意見を頂きながら議論を踏まえ方針を検討する場を設置。

立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会 主な検討事項

- これまでの取組状況の国としての施策評価・課題分析
 - ＜取組の更なる裾野拡大(より多くの都市で施策展開)＞
- 計画作成を訴求していく都市の検討(KPIの見直し)
 - ・立地適正化計画作成の訴求対象となる都市はどのような都市か
- 裾野拡大に向けた支援・改善(広域連携、都道府県)
 - ・中小都市を含め、取組を促進するためにどういった支援や改善が必要か
- ＜実効的なPDCAの推進(計画の高質化を促進)＞
- 適切な評価基準による評価の推進
 - ・立地適正化計画の効果を適切に評価する指標はなにか
 - ・評価の判断をどのような基準、どのような考え方で行うか
 - ・評価に必要なデータをどのように整備すべきか
- 評価や都市特性に応じた適確な計画見直しの推進
 - ・市町村が的確な見直しに取り組むために必要な取組はなにか

委員(有識者)

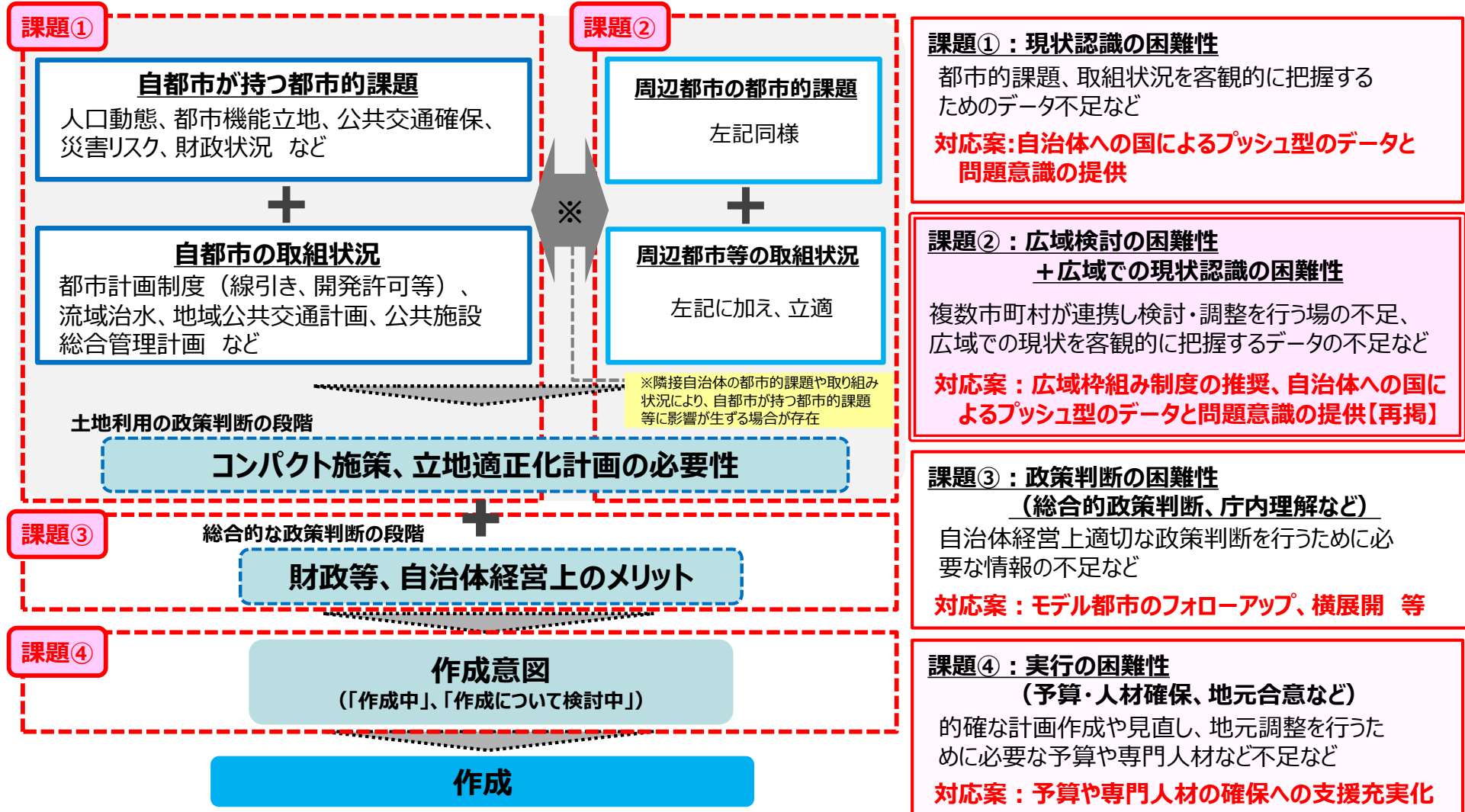
- 上田 英夫 宇都宮市 都市整備部 NCC推進課長
- 高橋 涼 福岡県 建築都市部 都市計画課長
- 谷口 守 筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授
- 野澤 千絵 明治大学政治 経済学部 教授
- 平澤 裕介 長岡市 都市整備部 都市政策課長
- 南 学 東洋大学PPP研究センター客員研究員

今後の予定

- 令和6年夏頃を目途に一定の方向性をとりまとめ

立地適正化計画の取組の更なる裾野拡大に向けて（課題と対応案）

○立地適正化計画の作成に至らない要因として、コンパクト施策や立地適正化計画の必要性が正確に認識されないことや、立地適正化計画に基づく取組のメリットが正確に認識されない、また作成する意向はあっても地元合意や予算確保の困難性等により実行に至らないなどが存在。また、そもそもコンパクト施策や立地適正化計画の必要性を認識するために必要となる、自都市の都市的課題等について正確に評価をするためのデータや広域に取り組みを図る際の主体が不明確であるという課題も存在。



背景・必要性

- 高齢者人口の更なる増加、ライフスタイルの変化等により、利用者のニーズや移動手段のあり方の多様化とともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた社会的要請の高まり。
- 地域公共交通分野において、デジタル技術や交通データの効果的な活用により効率性・利便性の向上を図る交通DXと脱炭素社会に向けた車両電動化等の交通GXの推進が不可欠。

概要

- AIオンデマンド交通・キャッシュレス決済等の技術や、EVバス・EVタクシー等の導入を通じて、交通DX・GXを推進する事業を創設。（道路運送高度化事業の拡充）
- 国は、社会資本整備総合交付金を含め予算面で支援するとともに、財政投融资を活用した(独)鉄道・運輸機構の出融資、固定資産税の特例措置により支援できるよう措置。

AIオンデマンド交通

（スマホや電話で乗車予約→AIによるルート決定）



非接触型クレジットカード・QRコード

（データ収集→路線・ダイヤの効率化）

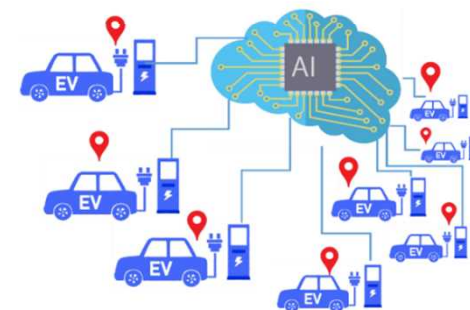


EVバス



EVタクシーのエネルギー マネジメントシステム

（運行管理と充電管理を一体的に実施）



日本版MaaSの推進に向けた施策について

背景・必要性

○「デジタル田園都市国家構想実現会議」のもとに設置された「**地域の公共交通リ・デザイン実現会議**」における議論を踏まえ、地域交通の活性化と社会的課題解決を一体的に推進するため、**MaaS等のデジタルを活用**しつつ、持続可能な公共交通の実現を目指す。

共創・MaaSプロジェクト

○地域の多様な関係者の**MaaS等のデジタルを活用した「共創」（連携・協働）**に係る取組について支援を実施。

● 日本版MaaS推進・支援事業

➢ MaaSを活用した広域連携・他分野連携の取組みを支援し、交通事業者間や他分野事業者間の「共創」を推進する。

● 新しいモビリティの導入支援（AIオンデマンド交通やグリーンスローモビリティ、シェアサイクル、電動キックボード等）

● マイナンバーカード活用型交通サービス導入支援

● 新モビリティサービス事業計画策定支援



交通DX（MaaSの実装に向けた基盤整備）

● キャッシュレス決済の導入支援（ICカードやQRコード・タッチ決済、顔認証等）

➢ キャッシュレスによるシームレスな移動の実現により、決済データ蓄積によるサービスの高度化を可能にするとともに、交通分野における人手不足などの課題解決を図る。（クラウド型キャッシュレス決済システムの導入について支援重点化）

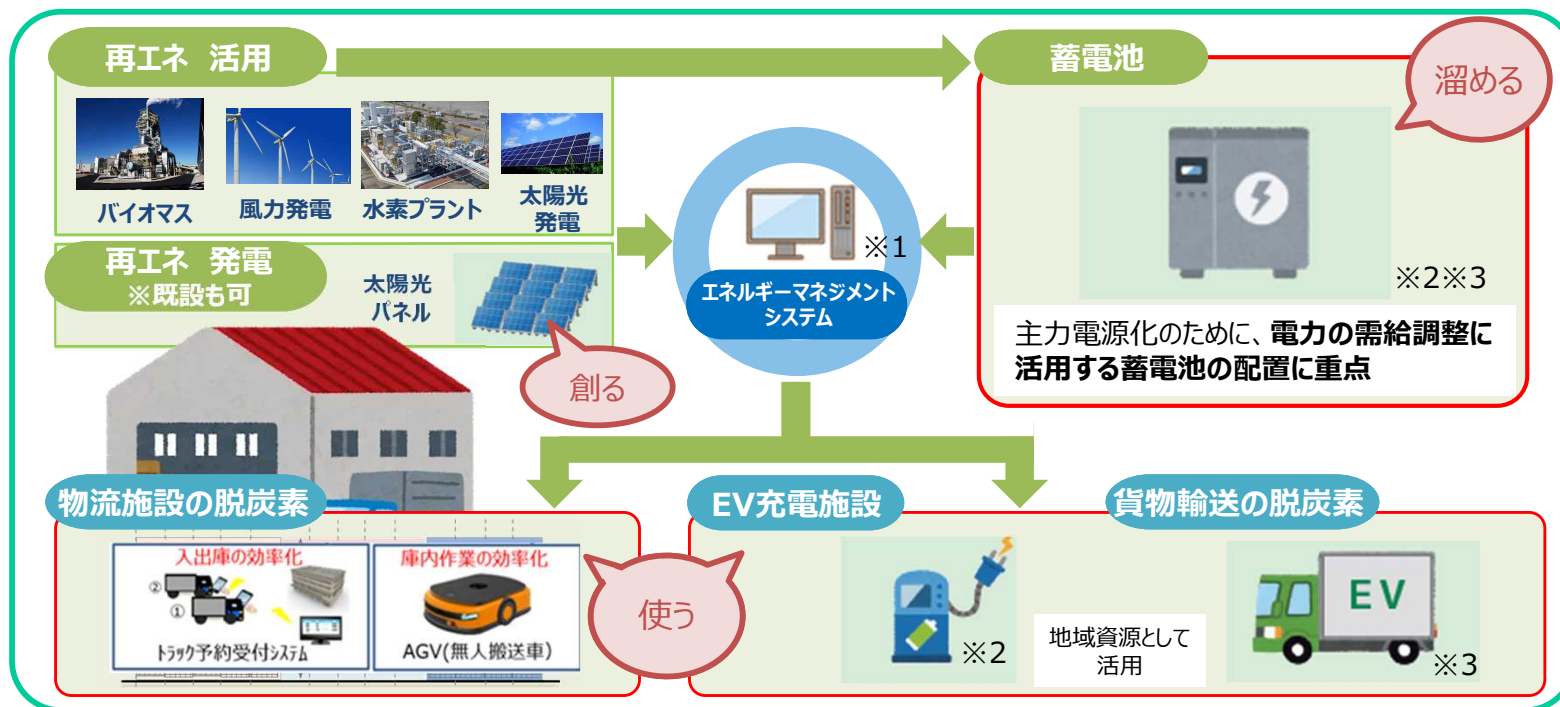
● データ化の支援（GTFSによるバス情報標準化、混雑情報提供システム）

➢ 地域内・広域でのデータ連携を実現するため、デジタル化が進んでいない中小事業者等の底上げとして、DXによる経営やサービスの効率化、高度化を図る。



再生可能エネルギーを活用（太陽光発電を含む）し、物流施設（倉庫、トラックターミナル等）を拠点に施設、輸送の一体的かつ効率的にエネルギー供給を行うことにより物流の脱炭素化を図る事業に対して支援する

支援スキーム 物流施設を拠点とした再エネ関連施設・設備等の一体的導入を支援



脱炭素化・経営改善

持続可能な物流

※1 再エネ電力購入、自家発電力の供給サイドと、倉庫内作業、EV車充電等の需要サイドの需給バランスのベストミックスを実現

※2 非常時に災害拠点の非常用電源として活用、地域のEV車に開放

※3 蓄電池、EVトラック産業育成

補助率・補助対象等

【補助率】 1 / 2 以内

【補助対象者】 倉庫事業者・貨物運送事業者・貨物利用運送事業者・トラックターミナル事業者等

【補助対象施設】
・営業倉庫
・貨物(利用)運送事業者の集配施設等

【補助対象設備等】

・再生エネ発電施設（太陽光発電）・蓄電池・エネルギーマネジメントシステム・EV充電設備・EVトラック等車両、
・先進的取組に必要な機器類（トラック予約受付システム、無人搬送機、無人フォークリフト等）

【補助要件】 ①再生エネ電力の購入、または、再生エネ発電施設（新設／既設）の導入、及び、②蓄電池、充電設備、エネルギーマネジメントシステム、EVトラック等車両の内、いずれか2つ以上を導入する一体的な取組であること

G7 香川・高松都市大臣会合でも取り上げられた、地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化・暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の要望に対応するため、大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮及び都市におけるエネルギーの面的利用の推進を図る取組等を進める。

施策の概要

①気候変動への対応



都市緑化等によるCO₂の吸収 エネルギーの面的利用のイメージ

都市に取組が求められる3つの視点

②生物多様性の確保



生息・生育空間の保全・再生・創出

③Well-beingの向上



緑陰のある
居心地の良い歩行空間

環境教育の場

4つの重点取組テーマ

1. 緑地に関する官民の共通認識の形成

- 都市計画の中に自然的基盤をより明確に位置付けると共に、国・地方公共団体による都市の緑地に関する目標を打ち出す。
- 広域の見地から計画的に緑のネットワークを形成し、緑の機能発揮による魅力的でコンパクトなまちづくりを推進。

2. 都市の緑地に対する民間投資の促進

- ESG投資※1やTNFD※2等の世界的な潮流を踏まえ、良質な都市の緑地を創出・維持するプロジェクト等を客観的指標で積極的に評価し、民間資金を集める仕組みを導入。
※1 ESG投資：従来の財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した投融資
※2 TNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures):自然に関する企業のリスク管理と開示の枠組みを構築するために設立された国際組織

3. 地方公共団体等による緑地の保全・整備の推進等

- 都市の貴重な緑地の保全や質の向上に関し、地方公共団体による取組への支援の充実と共に、国の関与や民間参画を強化する仕組みを構築。

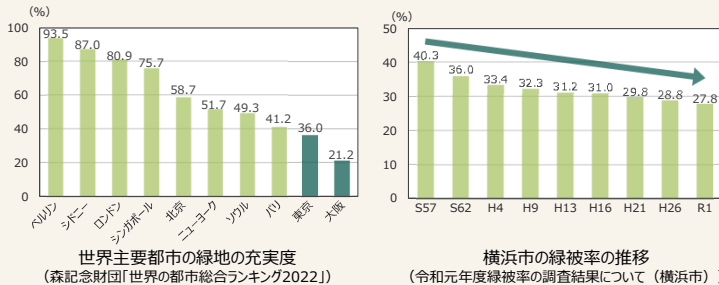
4. 都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化

- エネルギー密度の高いエリアにおいて、再エネ化等の取組に対する集中的な支援や、デジタル技術を活用したエネルギー利用の効率化に向けた仕組みを導入するなど、取組を深化。

「都市緑地法等の一部を改正する法律」(令和6年5月成立)

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また**減少傾向**。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。

- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。

- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、

・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。

・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。

- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設



特別緑地保全地区の例 (京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



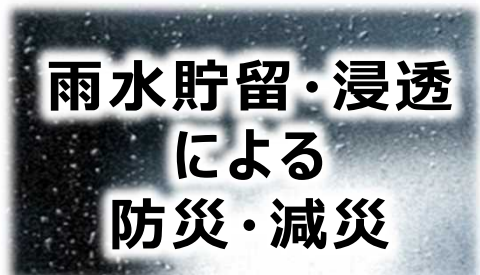
都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

「グリーンインフラ」とは

グリーンインフラとは、
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する
多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

グリーン

自然環境の多様な機能



インフラ

社会資本整備、まちづくり、土地利用等



- グリーンインフラの概念が定着し、**本格的な実装フェーズ**へ移行するとともに、**ネイチャーポジティブ**や**カーボンニュートラル・GX**等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略(R元年7月)を全面改訂し、新たな「**グリーンインフラ推進戦略2023**」を策定。
- 本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、**官と民が両輪**となって、**あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトイン**することを目指し、**国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ**。

世界的な潮流

○ **ネイチャーポジティブ**

・昆明・モントリオール
生物多様性枠組(R4.12)

・生物多様性国家戦略
(R5.3閣議決定)

○ **カーボンニュートラル**

・カーボンニュートラル宣言
(R2.10)

・GX推進法の成立(R5.5)

グリーンインフラへの期待

○ **社会資本整備・まちづくり等の課題解決**

・災害の激甚化・頻発化

・インフラの老朽化

・魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズ

・人口減少社会での土地利用の変化

○ **新たな社会像の実現**

・SDGs

・Well-being

・ワンヘルス

・こどもまんなか社会

・地方創生
(デジタル田園都市国家構想)

○ **日本の歴史・文化との親和性を踏まえた活用**

グリーンインフラで目指す姿「自然と共生する社会」

グリーンインフラの意義:①ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル等への貢献 ②社会資本整備やまちづくりの質向上、機能強化 ③SDGs、地方創生への貢献

1) 自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会
(安全・安心)

2) 自然の中で健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会
(まち)

3) 自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会
(ひと)

4) 自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会
(しごと)

「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点

連携	コミュニティ	技術	評価	資金調達	グローバル	デジタル
・ 自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進	・ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり	・ 環境教育の推進	・ 自然豊かな遊び場の確保	・ 景観・歴史まちづくりの推進		
・ 都市緑化や都市公園整備等による吸収源対策	・ 自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成	・ かわまちづくり、多自然川づくり	・ ブルーインフラ拡大プロジェクト	・ 自然・文化等の観光資源の保全、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進		
・ 雨庭、雨水貯留・浸透施設の整備	・ 住宅・建築物、道路空間、低未利用地等の緑化推進 等	・ グリーンインフラコミュニティの醸成		・ カーボン・クレジットの活用 等		
・ 建築物における木材利用推進 等						



としまどりの防災公園 (IKE・SUNPARK)
(東京都豊島区)



多くの人で賑わう二子玉川ライズ
(東京都世田谷区)



キリンビール横浜工場
(神奈川県横浜市)



ブルーカーボン生態系によるカーボン・クレジット制度
(山口県周南市)



鶴見川多目的遊水地
(神奈川県横浜市)



大手町の森
(東京都千代田区)



堀川の生物観察会に参加する小学生
(愛知県名古屋市中区)



地域住民による緑地の維持管理
(新潟県見附市)

産学官金の多様な主体の取組の促進
(グリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組の深化等)

実用的な評価・認証手法の構築
(都市緑地等のグリーンインフラに係る評価制度の構築、TNFD※との連携等)

新技術の開発・活用の促進
(新技術開発、自然資本のデジタル基盤情報の開発等、各技術指針への位置づけ等)

支援の充実
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等)

「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動の展開

中期的ロードマップの策定／毎年のフォローアップ

※TNFD=(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 自然関連財務情報開示タスクフォース